



日本医療連2020春闘

憲法・平和 憲法をまもり生かす社会の実現を



憲法は私たちの要求の基本,,

「戦争のない平和な国で暮らしたい」「8時間働けばまともに暮らせる賃金を」「働くかされすぎでいのちを落とすことのないような働くルールを」—どれも私たちの切実な要求です。そしてどれもが憲法に保障された権利です。安倍首相はその憲法を改悪することに強い執念を持つ

ています。私たちは国民のいのちと健康を支える医療・介護労働者として、働く環境の改善と医療・社会保障の充実のため、憲法改悪に断固として反対し、憲法をまもり生かす社会の実現の先頭に立って奮闘しましょう。

増え続ける防衛費、すすむ軍事大国化,,

1機116億円もするF35ステルス戦闘機を147機も爆買するなど、安倍政権は大軍拡を推し進めています。2011年4兆7752億円だったのが2020年の概算要求は5兆3223億円、さらに2019年

から2023年の5年間の予算総額は27兆4700億円。この膨大な軍事費を教育や社会保障などに回せば、国民の暮らしはもっと良くなるはずです。



核兵器廃絶への流れを大きく,,

核兵器廃絶をめざす世界的な流れは、揺るぎなく発展しています。核兵器禁止条約の署名は80カ国、批准は34カ国へと増えました(50カ国で効力)。この流れを2020年の核不拡散条約(NPT)再検討会議に向けて、さらに大きく飛躍させることが求め

られています。ところが核兵器廃絶の先頭に立つべき被爆国・日本の安倍政権は、米国の「核の傘」への依存を強め、世界の流れに逆行しています。いまこそ反核平和の日本への政策転換が求められています。

安倍政治にNO! 政治の転換を,,

参院選挙結果とその後各地で行われた首長選挙結果をみれば、市民と野党の共闘による政治変革は確実に起これり始めています。悪政からの転換を願う声を、20春闘の取り組みの中で

大きくすることが、いまとても重要なっています。政治の私物化、官邸中心の横暴な政治、国民に平気でウソをつき通す政治にはもう終止符を打ちましょう。





日本医労連2020春闘
大幅賃上げ

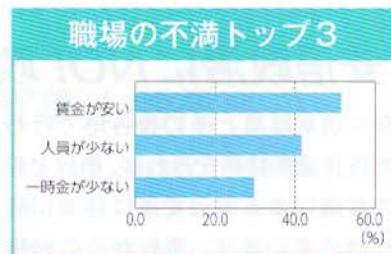
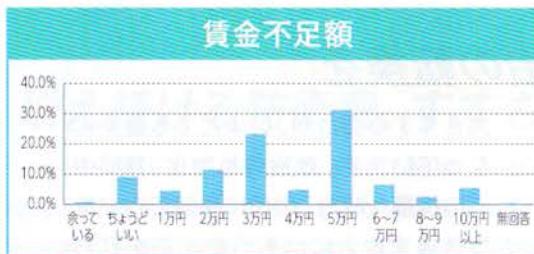
生計費原則に基づく要求かけ、 大幅賃上げ、特定最賃実現を



生活できる大幅賃上げはみんなの要求

2020春闘「働くみんなの要求アンケート」の中間集計結果(2019年12月4日現在)では、生活実感として「かなり苦しい」「やや苦しい」あわせて66.1%と7割弱の人が生活の苦しさを訴えています。職場で特に不満に感じることは「賃金が少ない」をトップに「人員が少ない」「一時金が少

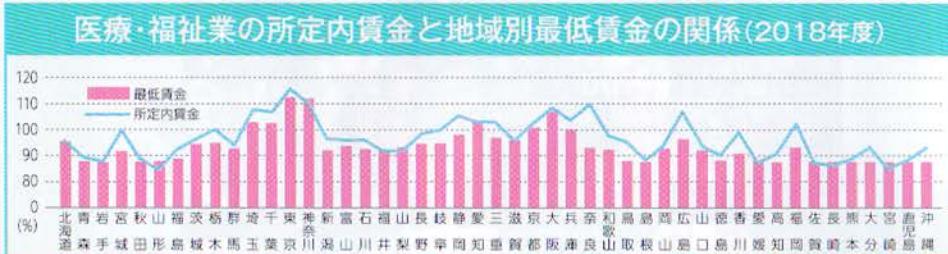
ない」の順となっています。また、賃上げ要求額は25,455円で、生活実感からの賃金不足額は「5万円」が31.4%と最多で、賃金不足額の平均は39,618円となっています。人員確保のためにも賃金・一時金の大幅引き上げは切実な要求です。



最低賃金の格差がそのまま賃金格差へ

最低賃金の格差がそのまま医療や介護・福祉労働者の賃金格差につながっています。地域間格差がある限り、労働者は

賃金の高い首都圏へ流れ、地方の深刻な人員不足を解消することはできません。



同じ看護師・介護福祉士の中でも格差が存在

医療・介護の所定内賃金が低い水準に置かれている原因のひとつに、地域間や施設間での極端な賃金格差があります。医労連の調査でも、加盟組織内

の看護師「初任給」で最高と最低額の間には約9万円もの賃金格差があります。看護師・介護職の特定最賃実現で賃金水準を引き上げましょう。

看護師・介護福祉士の賃金比較(2018年度)

(円)	看護師				介護福祉士				
	2018年度	初任給	35歳	50歳	59歳	2018年度	初任給	35歳	50歳
全体最高	247,650	396,100	472,211	484,670	199,000	391,300	405,600	418,000	
全体平均	200,972	278,953	356,546	375,049	165,353	242,243	303,527	319,938	
全体最低	157,700	195,500	228,000	228,000	140,000	184,530	218,000	218,000	
最高ー最低	89,950	200,600	244,211	256,670	59,000	206,770	187,600	200,000	

2018年度賃金労働条件等実態調査結果より

生計費原則に基づく要求で 企業内最賃の大幅引上げ

全労連や国民春闘共闘などが行った最低生計費調査の結果、憲法で保障された「人間らしい最低限」のくらしをするのに必要な最低生計費は全国どこでも月額23万円前後、時給では

1500円以上必要です。

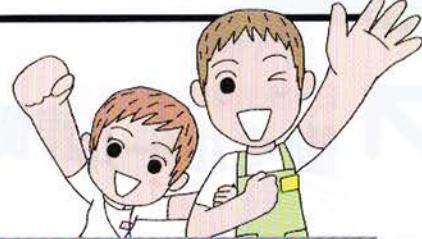
日本医労連も同様に、生計費原則に基づいて、看護師・誰でもの日額・月額要求を引き上げました。

2020年春闘 企業内最低賃金協定の要求額(案)

	月額	日額	時間額
看護師	270,000円以上	14,400円以上	1,800円以上
誰でも	225,000円以上	12,000円以上	1,500円以上



安全・安心の医療・介護の実現のために、 夜勤改善と大幅増員を



夜勤は「有害業務」、保護と規制が必要!!



医療機関における2019年度夜勤実態調査や2018年の介護施設夜勤実態調査では、依然として過酷な労働環境の中で勤務に従事している実態が改めてあきらかになりました。医療・介護の仕事に夜勤はつきものですが、夜勤・長時間労働が心身に与える有害性や、安全面でのリスクは科学的にも証明されています。諸外国では、夜勤交替制労働者の負担軽減策としてILO条約やEU労働時間指令などに基づいた保護と規制が行われています。日本でも長時間に及ぶ夜勤や短すぎる勤務間隔の改善と規制が強く求められます。

夜勤・長時間労働の健康被害は深刻



「32時間・正循環」を世論に

体に優しい「正循環」 一週間の勤務の例(労働時間は週32時間以内に)



夜勤は負担の少ない「正循環」に!!

人間の生体リズムに合う、身体に優しい「正循環勤務」を要求します。「1日の労働時間8時間以内、勤務間隔12時間以上(ILO第157号勧告)」で、正循環の勤務編成をすると、夜勤交替制労働者の週労働時間は32時間となり

ます。海外では有害な夜勤業務に就く者の労働時間を他の労働者よりも短縮しています。健康にいきいきと働き続けるためには労働環境の改善が必要です。

運動強化で人手不足解消! 勤務環境改善!!

国は、2025年における看護職員数について、188万～202万人必要とし、最大27万人不足するとの推計を発表しました。私たちが目指す300万人の看護体制には全く届いていません。(2014年9月発表「めざすべき看護体制の提言」参照)。

過酷な勤務実態の根本的な問題は慢性的な人手不足です。2018年秋から取り組んでいる「夜勤改善・大幅増員署名」では、①夜勤改善、②医師・看護師・医療技術職・介護職の増員、③患

者・利用者の負担軽減を求めています。労働環境改善は、看護・介護の質の向上に直結し、患者・利用者の安全と個人の尊厳を守ることにつながります。国の政策に立ち向かい、わたしたちがめざす「納得」の看護・介護を取り戻すためには、運動の強化が必須です。「夜勤改善・大幅増員署名」の年間集約目標100万筆達成にむけて、現場実態を訴えながら、署名活動に積極的に取り組みましょう。

署名をたくさん集めて、
働きづけられる職場をつくろう!



労働時間とは

労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間を指しており、たとえ企業で従事していない時間であっても、使用者によって「いつでも就労できる状態」であることが求められている場合には

その時間は労働時間となります(待ち時間)。また、「使用者の明示又は默示の指示により労働者が業務に従事する時間」も労働時間とされています。

これらも労働時間です。しっかり請求しましょう

- ▶ 業務に必要な準備行為(着用を命じられたユニホームへの着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)
- ▶ 使用者の指示があった場合に即時業務に従事できるよう労働から離れることが保障されていない状態(いわゆる手待時間)
- ▶ 業務上義務付けられている研修・教育訓練の受講や指示による業務に必要な学習等を行っていた時間

默示の指示

KEYWORD
使用者による直接の業務命令がなくても、命令があったものと見なすこと。たとえば…①時間外労働をしなければならない業務上の必要性や緊急性がある場合②時間外労働が常態化していたにもかかわらず使用者が放任していた場合、など。

不払い残業をなくそう

私たちは生計費(賃金)を得るために働いていますから、働いた分の賃金をもらうのは当たり前のことです。しかし、医労連の退勤時間調査の結果からは、不払いの残業代が1人あたり月額61,000円

にもなると試算されており、特に始業前「残業」の8割がまともに請求できていないことが分かっています。働いた分の賃金をしっかりと請求しましょう。

勤務間インターバルを確保しよう

疲労を回復する唯一の方法は睡眠です。そのためにも、勤務の終了から次の勤務までに一定以上の間隔(インターバル)を確保することが、2019年4月から努

め義務となりました。日本医労連の「モデル案」を参考にしながら勤務間インターバルの協定化に取り組みましょう。

長時間労働をなくそう

労働時間は1日8時間以内、週40時間以内が原則です。これを超えて働く場合には36(サブローク)協定の届け出が必要となります。36協定は労働組合または労働者代表と使用者が

書面で締結・届け出るもので、労働者のいのちと健康をまもるためにも、36協定を形骸化させないことが重要です。

- ▶一律に限度時間(月45時間年360時間)で締結するのではなく、少しでも時間外労働は短くしましょう。
 - ※人員不足を残業で補うような協定は結ぶべきではありません。
 - ▶特別条項付き36協定は原則として締結しません。
 - ▶労働組合が36協定の締結当事者となるように、組織拡大で過半数組合を目指しましょう。
- ※日本医労連「36協定マニュアル(補強版Ⅱ)」参照



「職場の権利ノート」を活用しよう！

「非正規差別NG」をすすめよう

2020年4月から、正規労働者と非正規労働者の間で、あらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。20春闘では、非正規労

働者の待遇改善と組合加入を一体的にすすめていきましょう。

※中小企業(従業員100人以下または資本金・出資金5千万円以下)は2021年4月から。



パンフレットと学習用
パワーポイントで学習
を広げましょう！



労働条件の格差を点検して、非正規労働者の要求につなげよう！

年齢	性別	労働時間	休憩時間	休憩回数	休憩時間
1歳未満	男	8時間	1時間	1回	1時間
2歳未満	女	8時間	1時間	1回	1時間
3歳未満	男	8時間	1時間	1回	1時間
4歳未満	女	8時間	1時間	1回	1時間



日本医労連2020春闘

社会保障

社会保障の充実は国民多数のねがい！



消費税～社会保障のためは、大ウソ！

政府は、2019年10月から消費税10%への引き上げを強行しました。社会保障のためといいながら、社会保障の連続改悪。そもそも、導入以来31年間の消費税収397兆円に対し、法人税収は298兆円、所得・住民税の税収は275兆円も

減少。消費税は、社会保障のためでも財政再建のためでもなく、大企業と富裕層の減税の「穴埋め」となっています。安倍政権になって社会保障費削減は加速、2013年以降7年間で1兆7100億円も削減されています。

財界主導でさらなる社会保障の改悪

安倍政権は、「全世代型社会保障検討会議」を設置、財界主導のトップダウンで、社会保障の改悪ねらい、75歳以上の医療費窓口負担の原則2割への引き上げなど負担増と給付削減を進めようとしています。介護では自己負担の2、3割負担の対象者拡大、ケアプラン有料化、要介護1、2の生活援助サービスの「給付外し」などがねらわれていますが、私たちの運動で改悪を先送りさせています。

社会保障のためといいながら改悪の連続！

		消費税導入以前 (1988年)	2018年度	2019年 10月～
消費税率	0%		8%	10%
医療	労働者本人の窓口負担	1割	3割	2～3割
	高齢者の窓口負担(外来)	定額800円	93,203円(14年度)	5,869円(全国平均)
	国民健康保険料(1人の平均)	56,732円		定率1割負担
介護他	介護保険料(65歳以上)	なし	5,869円(全国平均)	定率1割負担
	障害者福祉の自己負担	応能負担(9割は無料)		
年金	厚生年金の支給開始年齢	60歳	65歳	65歳
	国民年金保険料(月額)	7,700円	17,567円(年収300万円)	17,567円(年収300万円)
財政再建	公債残高	161兆円(89年)	774兆円(14年)	897兆円(19年)

さらなる
負担増と
給付削減
計画

病院名指し、統廃合・再編で 病床減らしねらう



厚労省は、424の公立・公的病院を名指しし、「再検証」と称して病床数の削減や診療体制の見直し等を求めました。また、医師や看護師も減らした病床数にあわせて抑制しようとしています。医療費削減ありきで、住民や地域の実情を無視した病床削減は、地域の医療を崩壊させるだけです。地域住民とともに、地域医療をまもる運動を展開しましょう。

大企業・軍事優先の予算から 国民本位に転換を！

税金の集め方と使い方を、大企業・富裕層優遇、軍事優先から国民本位にかえれば、社会保障充実の財源はあります。2020年の診療報酬改定では、労

働者のまともな賃金・労働条件を保障する引き上げを求めましょう。共同を広げ、安全・安心の医療を実現しましょう。

社会保障の財源はある

軍事費	5兆3千億円(19年度予算)
中期防衛力整備計画	27.5兆円(19～23年度)
大企業の内部留保	449兆円(資本金10億円以上・18年度)

STOP！患者・利用者負担増！



日本医労連2020春闘

組織拡大

やるぞ！新人100%加入・20万医労連建設！ つくろう！笑顔で働く職場！

日本医労連は、2019年7月の大会を17万4763人の仲間で迎えました。

医療・介護・福祉労働者は800万人に急増しています。

20万医労連早期実現に向けて取り組みを進めましょう！



すべての単組・支部で組織拡大を重点課題に

「見える化」と対話をひろげて毎月拡大にチャレンジ！

- ➡ 拡大目標を決めて、対象者をリスト化しましょう！
計画をたてながら、毎月拡大にチャレンジしましょう。
- ➡ 職場で加入の声かけをする人を増やすことが大切。
年齢・職種・職場など近い人から声をかけてみましょう。
- ➡ 朝ピラ、ユニオンカフェ、退勤調査などの労働組合が目に見え、
対話できる活動で仲間をふやしましょう。



非正規の仲間や介護労働者の組織化！

- ➡ 全ての労組で、非正規の組織化を位置づけましょう。
- ➡ 無期雇用転換や均等待遇などの要求実現と結合して、非正規の仲間へ加入の
呼びかけを強めましょう。
- ➡ 未組織介護事業所の組織化に取り組みましょう。

新人100%加入をめざそう！

- ➡ 全ての労組で、新人加入100%マニュアルや新歓グッズ、新人向け共済パンフを活用し、新人拡大にとりくみましょう。相互に応援しあってがんばろう。
- ➡ 成功のカギは、青年や職場の先輩の
参加と身近な人からの声掛け。難しい話や長話はNG。
事前準備をすすめ、組合説明会では身近な人から短く簡潔な説明を。
- ➡ 5月以降も、賃金明細の見方や医労連共催説明会など
第2弾、第3弾の行動で継続した声掛けを。



過半数労組をつくろう！

- ➡ 数は力。労働者のいのちと健康をまもるために、全ての労組で36協定締結権などをもつ過半数労組の建設、労働者過半数代表の獲得をめざしましょう。



医労連紹介パンフや新人加入100%マニュアルは医労連HPの各種パンフからダウンロードできます
<http://irouren.or.jp/>

転退職者の継続加入、医労連共済の活用

- ➡ 転退職者に個人加盟組合への加入、
医労連共済の継続を呼びかけましょう。
- ➡ 仲間の助け合い「医労連共済」を活用して
組合加入を進めましょう。





日本医労連2020春闘

共済推進

みんなでつくる助け合い —医労連共済—

新歓キャンペーン

みんなでつくる助け合いの医労連共済は、日常の組織拡大や新歓で活用が広がっています。

社会保障の削減などが続く中で、病気・ケガや事故などの「万が一」への備えは、新人や若い組合員も高い関心を寄せています。新歓の組織拡大とあわせて、医労連共済の活用を進めましょう。



日本医労連2020春闘

統一行動

全国の仲間と要求! 行動! —産別闘争に結集を—

産別統一闘争とは? なぜ産別統一闘争にこだわるのか?

医療分野でも介護分野でも、私たちの人事費の主な原資は、診療報酬と介護報酬となっています。この2つの報酬制度は、国が決める公定価格です。個々の単組・支部で要求実現めざして闘っていくことは当然必要ですが、大幅な賃金アップを勝ちとるためにには、

この報酬制度を変えるための政治闘争が必要です。日本医労連は歴史的に、全国の仲間が産別統一闘争に結集する中で、世論を味方につけ、国の政策を動かし、私たちの待遇を改善させてきました。

産別ストの歴史的教訓

1960年の「病院スト」では、全国125組合・300病院・3万5000人が参加しました。患者団体、日本看護協会、日本医師会が賛同を寄せてくれ、マスコミも「白衣の天使ナイチンゲール—実は無賃(ナイチン)ガール」と報道する中、翌年の診療報酬改定で、12.5%の引き上げ、年末にも2.3%の再引き上げがされ、大幅賃上げにつながりました。

した。1965年には「夜勤人員は複数、月8日以内に制限する」の実行を迫った「二・八闘争」が全国的に取り組まれ、国会決議に結びつきました。



17万医労連が動けば、賃上げできる!!

20春闘でも、この歴史と教訓に学び、すべての組合で要求を提出し、ストライキを背景に、3月11日の回答指定日にはいっせいに回答を引き出しましょう。翌12日の統一行動には、医

労連全組合員17万6千人が何らかの行動に立ち上がり、生活できる賃金を勝ちとるため、全国の仲間とともに闘い抜きましょう。